

市民後見人等養成研修の開催について

1 要旨・目的

多様な成年後見制度等の権利擁護支援の担い手を養成・確保するため、県を主体とした人材養成を目的として、「市民後見人等養成研修」を実施する。

2 現状・背景

認知症や知的障害、その他の精神上の障害により財産管理や日常生活等に支障をきたしている方々に対する社会全体での支援体制の強化は喫緊の課題であり、かつ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現するためにも重要なことであるが、その手段として成年後見制度は有効であるにも関わらず、十分に利用されていない。

加えて、権利擁護支援の担い手の養成は県内で一部の市町による研修実施にとどまり、十分な養成が行われているとは言えない状況にある。

3 概要

(1) 受講対象者

広島県内在住の18歳以上の方

(広島市、福山市、廿日市市は独自の追加受講条件あり。)

(2) 実施主体

広島県

(3) 開催時期(予定)

令和8年9月1日(火)～令和8年12月31日(木)

(4) 申込受付期間

令和8年8月3日(月)～令和8年8月20日(木)

(5) 実施方法

原則として自宅等から受講できる、オンデマンド配信形式により実施。

(広島市、福山市、廿日市市は配信動画を活用し、集合形式により実施予定。)

(6) 実施内容

地域共生政策自治体連携機構が作成した「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に基づき、基本研修(25時間)、実践研修(14時間)、体験実習・レポート作成の構成で研修を実施。

(7) 注意事項

広島市、福山市、廿日市市は開催時期等、県と一部異なる場合がある。

4 その他

広島県ホームページ

URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/shiminkouken-yousei.html>